

平成28年度 国民健康保険料のお知らせ

国民健康保険は、加入者の皆さまからご負担いただく保険料と国・県などが負担する公費で運営されています。

医療の高度化や高齢化に伴い、医療費は年々増加し、長岡市国民健康保険の財政は非常に厳しいものとなっています。しかしながら、急激な負担の増加を避けるため、国民健康保険財政調整基金の取りくずしや一般会計からの繰り入れにより、皆さまの負担増加を必要最小限に抑えました。

安定した保険給付を行い、安心して医療を受けていただくために、皆さまからのご理解をお願いします。

また、皆さまからも健康と医療費に関心をお持ちいただき、①毎年行う特定健診を受診し病気の早期発見・早期治療を行う、②かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち健康管理を行う、③同じ病気で複数の医療機関を受診しない（重複受診を止める）、④ジェネリック（後発）医薬品を利用するなど、医療費の節約にご協力をお願いします。

平成28年度の保険料率等（年間）

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護納付金分保険料
対象者	国保加入者全員	国保加入者全員	国保加入者のうち40歳～64歳の人
保険料率	所得割額 賦課標準額（前年所得-基礎控除33万円）の 7.49 %	所得割額 賦課標準額（前年所得-基礎控除33万円）の 2.80 %	所得割額 賦課標準額（前年所得-基礎控除33万円）の 2.24 %
	均等割額 加入者1人当たり 25,173 円	均等割額 加入者1人当たり 9,308 円	均等割額 加入者1人当たり 13,856 円
	平等割額 1世帯当たり 18,315 円	平等割額 1世帯当たり 6,772 円	
最高額	54万円	19万円	16万円

国民健康保険料は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算し、所得割、均等割、平等割の合計額が1年間の国民健康保険料となります。

保険料負担最高額の変更について

国保加入者間の負担の公平化を図るため、保険料負担の最高額が国の制度改正により、医療給付費分保険料が52万円から54万円に、後期高齢者支援金分保険料が17万円から19万円に変更となりました。（介護納付金分保険料は16万円のままです。）

保険料軽減制度の拡充について

世帯の所得が一定金額以下のときは、保険料の均等割額及び平等割額が軽減されています。昨年に続き平成28年度も軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、保険料軽減対象世帯が拡大されます。

該当になる世帯については、納付通知書3ページの【軽減額】の欄に記載がありますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先：長岡市役所国保年金課国保保険料係または各支所市民生活課（電話番号は封筒裏面を参照）】